

## 地下官人と耆人兩名の終焉

——近世二重身分の作法とその解体——

尾 脇 秀 和

はじめに

近世の身分秩序は士・庶の別、即ち支配身分と被支配身分の峻別を建前とした。しかし十七世紀末以降、身分の株化とその売買進展等を背景に、実際には身分の移動が行なわれ、更には峻別されるべき支配身分と被支配身分とを、同時に兼帯する二重身分的存在、いわば「百姓や町人であると同時に武士でもある」といった存在も生じるようになった。<sup>①</sup>近世公儀は、身分秩序の建前に矛盾するこの兼帯を、百姓・町人「身分」の者が、時間的空間的制限付で士分の「職分」を帯び、「職分」時のみ、苗字帯刀という身分標識を纏つて身分になるものと解釈することで、表面上調整するようになる。<sup>②</sup>だが「身分」と「職分」の分離把握は、結果的に一人が二つの名前と身分格式を使い分け・演じ分ける「耆人兩名」

の状態を発生させ、やがて一人の兼帯する支配身分と被支配身分の両側面を、二人の「別人」として調整する方法も行なわれるようになる。<sup>③</sup>

近世地下官人にも、下官人と呼ばれる下級の地下官人を中心に、京都町人による耆人兩名での兼帯者が多く存在した。<sup>④</sup>それは主として町人が地下官人株を買得した結果であり、町人「何屋何兵衛」が地下官人の「御用」時のみ苗字帯刀して「何国大掾正七位下何朝臣某」等と名乗り、「位相当の装束を着け、供を連れて大威張りで出かけ」てゆくが、「家へ帰つて装束を脱げば、もとの魚屋・傘屋・小間物屋・織屋乃至蕎麦屋の旦那と早変わり」するという、二つの名前と身分格式を使い分け・演じ分ける存在形態であった。<sup>⑤</sup>

ここで重要な点は、町人が株買得により地下官人化しても、従来の町人身分とその名前がそのまま保持され、町人兼地下

官人である一人の人間として、いずれか一方の名前に統合されなかった意味である。

苗字帯刀して支配身分に属する地下官人と、被支配身分の町人とは重複する事態は、身分秩序の建前上許されない。この兼帯は、前述のように、身分・職分の分離という調整理解の上に成立していた。故に兼帯する本人も、その理解に従って名前と身分格式を使い分け・演じ分けるといふ調整行為が必要になったのである。二つの名前と身分格式の使い分け・演じ分けは、表面上身分秩序の建前に合致させつつ、実質的二重身分を成立させるための作法といえようが、こうした壱人兩名の存在形態とその意義については、更なる実証的分析と検討が必要である。

そこで本稿は、近世身分支配の基礎となっていた宗門人別帳に着目したい。近世社会は宗門人別帳により各身分に登録・確定される「戸籍制度」を基本・特質とする社会であり、宗門改は士分ならば主家、町人は町、百姓は村と、身分・社会集団ごとに行なわれ、戸籍的役割を果たした。その「戸籍」は訴訟等において、吟味対象の身分に疑義が生じた際、身分判断の根拠として第一に参照されるなど、「社会的身分を上から確定する法的装置」<sup>⑩</sup>としての意味も持ち、二重支配・二重身分となる両人別（二重戸籍）は、原則公儀の制禁

する所であった。

ならば町人と地下官人を兼ねて壱人兩名である存在は、身分を確定させるこの「戸籍」において、如何なる把握がなされたのか。また壱人兩名という両属的存在は、近世近代移行期における身分再編や戸籍編成の上で、不可避な障碍となつた筈である。彼らの族籍や戸籍は、一体どのように処理されたのか。地下官人の多くは士族になったとされるが、<sup>⑪</sup>これまでもその解体実態が詳細に明らかにされたことはない。壱人兩名の存在を含んだ地下官人の解体を具体的に明らかにすることは、近世社会と身分の特質を明らかにする上でも重要な視点となろう。

本稿は以上の問題関心にに基づき、まず近世における町人と地下官人の兼帯実態、特にその壱人兩名における「戸籍」上の取扱に着目して、二重身分を成立させる作法を確認した上で、明治初年、地下官人がどのように解体されて終焉を迎えたか、そしてそこに含まれた壱人兩名が如何に処理されたかを明らかにする。<sup>⑫</sup>

## 第一章 近世地下官人の耆人兩名

### 第一節 公儀による兼帯把握

中世駕輿丁が京都の商工業者により担われていたように、近世京都町人による地下官人の兼帯も早期から存在したが、これが身分秩序の上で問題視されたのは、十七世紀末のことであった。

元禄四年（一六九二）八月、京都で「奉公人并御公儀江御断申上候浪人」以外に「まさらハしきもの刀を指、徘徊」している者が問題視され、調査の結果、それが「堂上方家来禁裏御所方役儀相勤候町人」らによる日常的帯刀と判明する。<sup>13</sup>これは元来自由であった町人一般の帯刀が天和三年（一六八三）に禁止され、帯刀が身分標識として確立しつつあった当時の状況を背景に、<sup>15</sup>朝廷や公家への勤仕を理由として帯刀する町人が問題視された結果であった。同年十二月、京都町奉行は公家家来であることを理由に「刀帯」し、町の「宗旨改之加判なども不致、亦町役等不相務輩」の吟味を企図し、公家家来・家来分として町宅し「刀帯候輩」を調査するよう、武家伝奏を通じて公卿に通達した。<sup>16</sup>しかし朝廷の支配と重複する存在を、一般町人同様に規制することは困難であったら

しく、同月かかる兼帯者は「役義勤候節計刀帯、常之用事ニは帯刀無之様差別可有之」との判断が京都所司代内藤大和守から下される。<sup>17</sup>これを受け、翌年二月の町触で「堂上方・地下小役人」ながら「平常家職いたし町人ニ而罷在」る者は「役儀勤候節はかり刀帯し、平常堅停止」せよと規定された。<sup>18</sup>かくして公儀（京都町奉行所）は、町人による「堂上方・地下小役人」の兼帯自体は認可しつつも、帯刀という身分標識をその「役儀」の時のみに制限し、町人としての「平常」は一般町人同様帯刀を禁じた。即ち公儀はこの兼帯を二重身分ではなく、自らの支配下にある町人が、公家家来や地下官人という苗字帯刀する身分を、「役儀」という職分として時間的空間的制限付で兼帯すると解釈して処理したのである。帯刀有無という二つの姿と身分格式の使い分けは、身分別支配の原則、支配身分と被支配身分の峻別を建前とする近世身分秩序のなかで発生した方法であり、後に全国的に展開する、身分・職分を分離した支配・把握方法の先駆的措置であった。右の元禄五年令を受けた朝廷は、同年四月二十八日、公卿に対し町触以上の厳格な規制を命じている。<sup>19</sup>即ち「諸家之家来、并扶持被遣刀帯候輩、賈職いたし候者共有之ニ付、向後停止候様ニ可被仰付候」と町人による公家家来の兼帯を禁止し、更に「一人ニ而二名之輩有之付、此段不可然之間、急度

被遂吟味、自今以後一名二仕候様ニ可被仰付候事」と通達、公家家来と町人の名前を使い分けて兼帯する「一人二而二名之輩」（忝人兩名）の一名義化を命じた。町触で公家家来と併記される「地下小役人」、つまり下級の地下官人にも、既に同様の者が存在したとみてよからう。しかし忝人兩名は表面上身分秩序の矛盾を、建前通りに調整できる方法として、その後定着・浸透していったのである<sup>20</sup>。

## 第二節 忝人兩名の公認・非公認

近世地下官人の忝人兩名には、町人と地下官人の兼帯が支配側から公認されたものと、建前上非公認であるものと、二形態が存在する。

町奉行所が公認する形態は町人身分のまま「地下小役人」としてその「役儀」（職分）を兼帯すること、即ち町人による地下官人兼帯と理解されるものである。この場合「役儀」上別名を使用する忝人兩名も認知され、事実上これを公認している。但し朝廷側はこの形態を、地下官人が「町職兼帯」（「町家兼帯」・「町職兼行」）する、即ち地下官人による町人兼帯としていたことにも注意したい。まずこの公認型の事例をみよう。

文政四年（一八二二）二月、「株」買得により御香水役人

（官方地下官人）を相続した京都の両替商・恵比須屋莊兵衛（庄兵衛とも表記。諱・義陳）は、町奉行所には町年寄・五人組連印の上「恵比須屋庄兵衛」の差出名で、御香水役人の「役儀」の際のみ「前川鞆負与相名乗、御用并非常旅行之節帯刀」すると申請し、一方官方地下官人を統轄・支配した壬生官務家への相続願書では、単独の「前川鞆負」の差出名で、「御役儀町職兼帯二而相勤」るとの申請を行なった<sup>21</sup>。その後、町人としては恵比須屋莊兵衛、御香水役人としては前川鞆負と名乗り、それぞれ別名で活動した（義陳はこの後、京都御用米会所貸附方や糸割符として苗字御免となり、町人としては前川五郎左衛門、御香水役人としては前川鞆負へのち前川準人之助と改名）と名乗り使い分ける。このように相続手続やその活動上、町奉行所には町人が一時的に地下官人の「役儀」（職分）を兼帯するとし、官務へは地下官人が「町職」を兼帯すると届け出て処理していた。町奉行所と朝廷側の兼帯理解に基づき、名前と身分格式を使い分け、演じ分けたのである。

元禄七年以降代々替者（外記方地下官人）を勤めた諏訪氏の場合も同様であった。同氏は京都町人としては松屋加兵衛と名乗り、また諏訪加兵衛の名で松平讃岐守（高松藩）の用達をも勤めたが、天明期以前より町奉行所へは「松屋加兵

衛」の差出名で「松屋加兵衛事諏訪内匠少允」という耆人兩名での贅者役を申請し、催（催官人）である大外記に対しては、贅者としての名前で「町家兼帯二而、松平讃岐守用達相勤罷在」と届け出ていた。<sup>(24)</sup> 幕末期の当主諏訪信敏の相続手続をみると、安政六年（一八五九）六月に町奉行所へ用達として苗字御免の町人「諏訪豊次郎」（登代次郎とも表記）の名で「私父諏訪加兵衛事諏訪長門介」の跡を相続し、「諏訪内匠与相名乗」り、父同様「御用之節者帯刀」する旨を町年寄・五人組連印の上で願書を提出、その後町奉行所から「贅者御役／豊次郎事／諏訪内匠」の所付が同町へ通達される。

七月に正七位下土佐介に叙位任官すると、「諏訪土佐介」の名札で大外記その他御所関係者へ御礼廻動し、八月には町奉行所へ「諏訪内匠」から「正七位下奉蒙勅許、土佐介与改名」する旨を、「諏訪登代次郎」の差出名で町年寄・五人組と共に届け出ている。彼も町奉行所に対しては終始町人諏訪豊次郎、大外記には終始贅者諏訪内匠（のち諏訪土佐介）と、二つの名前を使い分けている。

近世後期の駕輿丁も「町職兼帯之輩、役義退役并欠補」の際は当人から官務へ「町名・屋号・姓名等相知セ」た上で、「其筋二而御差支無之者」に補任された。<sup>(25)</sup> 京都中大坂町の扇商山田屋治兵衛（諱・淑養）は、天保十二年（一八四一）五

月に父の左近府駕輿丁役を相続、明治初年まで駕輿丁「山中主殿」と名乗りつつ、町人としては「山田屋治兵衛」の名で扇屋を営み、扇屋仲間年行事や町年寄も務めている。<sup>(26)</sup>

また彼らは朝廷側に対し、町人としての本業を「内業」や「内職」という用語で表明した。例えば安永四年（一七七五）六月、「贅者 諏訪掃部大允」は大外記に対し、「於町内者 松屋加兵衛」で「内職者松平讃岐守用達仕候」と申告し、また山中主殿は明治二年（一八六九）五月に品替りの有無を回答した際、「当時扇子内業／山中主殿」と官務方へ申告している。<sup>(27)</sup> この「内業」の語は、他にも幕末期主殿寮下司火炬師酒部隼人らが、その実業を「内業医師」「内業装束師」等と表明した例などがみえる。<sup>(28)</sup> この用語は、彼らが朝廷側に町人としての本業を地下官人の「内職」「内業」、つまり副業と位置づけて建前上表明していたことを示す。なお、彼らはいずれも地下官人としての名前宛に、常時催や上首を通じた朝廷側からの触伝達を受けており、常に地下官人として存在するものとして取り扱われている。

この公認型耆人兩名は、近世後期には町奉行所に提出される帯刀人改帳に表記されるようになる。例えば前川五郎左衛門は嘉永七年（一八五四）九月の帯刀人改帳に次のように記載されている。<sup>(29)</sup>

弘化二己年十一月朔日

一 役義并非常旅行之節

一带刀之儀所江被 仰付候

家持

禁裏御所御香水役

前川隼人之助事

前川五郎左衛門

確認できる弘化二年（一八四五）～安政四年の期間中、この「事」表記は同様に記載され続けており、改名ではなく両名義の同時使用、即ち壱人兩名を意味する<sup>(34)</sup>。また駕輿丁山中主殿も、安政四年九月の中大坂町の帯刀人改帳に、前川同様の書式で「役義之節非常旅行帯刀」する「家持／御所官方／山田屋次兵衛事／山中主殿」と記載されている<sup>(35)</sup>。この「事」による記載書式は、弘化二年四月に六角本能寺町へ廻達された帯刀人改帳雛形に「何町／<sup>(36)</sup>家持屋敷／御所何役／何之誰事／何之誰」という同書式がみえ、更に以前の寛政十一年（一七九九）三月、町代による帯刀人等調査の雛形にも「何役／何屋誰事／何たれ」という同書式の記載例が示されており<sup>(37)</sup>、近世後期、公認型壱人兩名は「事」表記により町奉行所に把握されたことが知れよう。

しかしこうした公認がなされていない、非公認の壱人兩名も存在した。京都町奉行所が公認したのは、町人身分を保持したまま、役儀時のみ苗字帯刀する限定的職分と解釈可能な「地下小役人」（傍点引用者）の兼帯であったから、「小役

人」とはみなせない常勤・常帯刀の地下官人となることは、兼帯として公認されない。故に常勤・常帯刀の地下官人となる場合、隠居などの形で町人当主の身分から離れ、その町人としての名義は妻子等に譲渡して別に維持する必要がある<sup>(38)</sup>。この場合、兼帯できない格式の地下官人となる人物は、その妻女や子弟等を名義上町人当主とし、官人である自身をその「同居」人として処理し、兼帯・二重身分ではないとの体裁をとって調整したが、単なる名義調整で実態は兼帯していることも多かった。ここから、町人と地下官人が「同居」関係にある別人と申告しつつ、実は両者が同一人物であるという、非公認の兼帯・壱人兩名も生じた。その具体的事例として、西村慎太郎氏が指摘した近世後期における内膳司膳部杉本氏の例がある<sup>(39)</sup>。杉本氏は「ならや新左衛門方へ杉本七位同居」と称しつつも、実は両者が同一人物である壱人兩名であったが、建前上「町職兼帯」（公認型）ではなく、町奉行所の尋問にも、町人と膳部は「同居」する別人で壱人兩名ではないと返答することを建前としていた。但しこうした「同居」処理は、二人が実在するのか壱人兩名であるのか、宗門帳の記載上は区別が付かない。更に壱人兩名が同居しない全くの別人と処理されることもある<sup>(40)</sup>。これら非公認型（同居・非同居）の壱人兩名は、兼帯として処理できない格式を伴う地下



官人身分の売買進行、或は兼帯という身分把握を欲しない存在により生じたものと考えられる。

以上のように、地下官人と町人の兼帯に伴う壱人兩名には、町奉行所・朝廷側の把握上、公認(町職兼帯)・非公認(同居・非同居)の別があつたが、いずれも壱人兩名での兼帯という実態は同じである。但し非公認型の場合、支配の建前上は壱人兩名ではなく二人の別人として調整されているから、身分の根拠となる「戸籍」たる宗門改で、公儀と朝廷側両方から把握されても、表面上問題がなことになるが、公認型の兼帯の場合、その「戸籍」はどのように処理されたのだろうか。

### 第三節 公認型壱人兩名の別把握

町奉行所は帯刀人改帳で公認型壱人兩名を把握したが、町の宗門人別帳には「事」表記はなく、山中は「山田屋治兵衛」と記載、特権町人である前川は「糸割符」の身分肩書とともに「前川五郎左衛門」と苗字も記され、両者とも一般家持町人と同書式であり、山中主殿・前川隼人之助の名は町の宗門人別帳には記載がなく、勿論「同居」処理もない。<sup>④</sup>

彼らは町人前川五郎左衛門・山田屋治兵衛として、町の宗門改帳に記載される一方で、地下官人前川隼人之助・山中主

殿としては、各自官務方へも宗門改書を毎年作成・提出していた。御香水役人前川隼人之助の宗門改は毎年九月、官務壬生家へ直接提出され、文政四年以降、明治二年まで確認でき<sup>(4)</sup>。元治元年(一八六四)の例を示すと次の通りである。

#### 宗門御改之事

一人数八人

内男五人 浄土宗

女三人 浄土宗

右家内之者吟味仕候処、

御法度宗門壱人も無御座候、以上

御香水役人

元治元子九月

前川隼人之助印

#### 官務殿

官務への宗門改の提出者は前川隼人之助であり、前川五郎左衛門の名は一切記載されない。前川隼人之助は「宗門改之儀、毎年九月五日迄」壬生家へ提出すること、記載対象は「家内ニ罷在分」の「兄弟其外血縁之者斗」で、召仕の記載は不要であること、また提出者は「美濃紙」に必ず雛形と同じ文字割(前掲翻刻通りの配字)で「文字折目ニ掛り不申様可相認」ことを壬生家より指示されている。これは壬生家が提出された宗門改書を「式ツ折之帳」に「閉込」<sup>(5)</sup>むためであ

った。<sup>(43)</sup>なおこの書式は、町職兼帯ではない並官人も同様であったようである。<sup>(44)</sup>

山中主殿の場合、慶応元年から明治二年までの毎年八月、左近府駕輿丁兄部安本氏への提出が確認できる。慶応四年の例を示そう。<sup>(45)</sup>

#### 宗旨人別

一 代々浄土宗	知恩院末	山中主殿
生国山城	五条下寺町	
	上徳寺中	
	徳林院旦那	
家内ノ五人	内男三人	
	女式人	

右之通御座候、以上

山中主殿

右八月十八日安本へ持参仕候

この宗門改書は、差出記名箇所に押印し、文中の名前箇所は無印、提出料紙は「上々半紙」、悴は見習出勤していない限り書き出す必要なしと駕輿丁の廻状で指示されている。こちらにも「山田屋治兵衛」の名はみえない（ちなみにこの旦那寺は山田屋治兵衛と同じである）。

このように公認型沓人兩名でも、町の宗門改では町人名前、

官務の宗門改では官人としての名前だけが記載され、同一人物が別名で把握される二重「戸籍」状態になっていた。

この「戸籍」における各一方のみの名前記載は、公儀・朝廷の各支配対象・領域と、地下官人と町人の身分的峻別を端的に示している。即ち公儀（町奉行所）は前川五郎左衛門や山田屋治兵衛を支配し、兼帯による沓人兩名を把握もしているが、前川隼人之助や山中主殿に対しては、朝廷側に断りなく干渉する事はできない。一方、朝廷は官務を通じて前川隼人之助・山中主殿を支配するが、公儀の支配する町人前川五郎左衛門や山田屋治兵衛に対しては、何等の干渉も行えない。一人が兼帯する町人と地下官人という二つの身分を峻別し、身分秩序を維持するためには、「戸籍」上二つの名前が別人として取り扱う必要があったのである。

以上、本章でみた沓人兩名の作法や「戸籍」での処理・調整方法を考慮すれば、地下官人と町人の兼帯を「百姓町人などの身分が一次的に地下官人化を遂げる臨時職員的存在<sup>(46)</sup>」と解釈することは、実態としてはともかく、近世支配上の理解としては適切ではない。町人が「一次的に地下官人化」しているとの認識は、あくまで町奉行所側の兼帯理解に過ぎず、朝廷側は建前上、地下官人が町人の「内業」を持つと理解していた。この公儀・朝廷両者の兼帯に対する明確な認識のズ



レが、町人・地下官人という異なる身分の兼帯を、表面上問題なく調整し、成立せしめているともいえよう。兼帯する当事者も、この認識を踏まえて両身分を峻別し、使い分け、演じ分けることで、近世身分秩序を維持調整し、地下官人と町人という異なる二つの身分兼帯を実現しているのである。

町人と地下官人の兼帯における沓人兩名は、近世身分秩序を表面上維持する一つの作法として機能し、「戸籍」も別名で二重に処理されていた。それは身分秩序の表面的調整としての意味があつたが、名前や「戸籍」からは、最早別人としか判断できない状況も生んでいる。この存在形態は、「御一新」以降「曖昧」なものとして問題視され、その「判然」化が企図されることになる。

## 第二章 明治の「判然」化と地下官人

### 第一節 漢学所一件と町職兼帯

慶応三年（一八六七）十月の大政奉還後、十二月九日には王政復古の大号令が発せられ、同十一日に京都町奉行所が廃止となり、十三日、かわつて京都市中取締役が設置された。<sup>47</sup>市中取締役は翌四年三月三日に京都裁判所、更に閏四月二十九日には京都府と改称される。また中央政府も、正月の太政

官代設置を経て、閏四月には太政官の職制が定められ、次第に変更・整備されていく。このように明治初年の新政府と京都市中の支配機構は、短期間に目まぐるしく変化していった。

この間、慶応四年正月二日、新政府は官局（壬生官務家）宛に「諸省寮官人史生以下司」の補任取扱方等について、概ね従来通りの取扱を命じた。<sup>48</sup>尤も地下官人は太政官（弁事）の管轄、町人は市中取締役（のち京都府）の管轄であり、地下官人と町人の兼帯者は近世同様に沓人兩名で両属した。但し同年三月、百姓・町人の堂上公家等の未勤家来化の禁止、四月末には苗字帯刀許可者の調査、閏四月十五日、諸官人の宮・堂上への「肩入ト称シ家来ニ相成」ることの禁止等、身分の兼帯・両属に対する調査・整理の動向もみられる。<sup>49</sup>

閏四月十六日、壬生官務（輔世）は弁事勸解由小路権右中弁（資生）より、「諸司一統町家兼帯之者」の調査と名簿提出を命じられ、翌十七日、壬生は直封した「使部已下町家兼帯書付」を提出した。<sup>50</sup>そこには「町家兼帯候」者として使部五名（白井和泉掾・村田河内大掾・小塩源明庸・安田伊勢大掾・朝尾下総大掾）と御香水役人二名（前川藤井貞義・藤田<sup>のち義之</sup>藤井比義）が記載されている。これは官方直支配の並官人のみで、駕輿丁などの下官人や従来为非公認型沓人兩名は記載対象になっていないが、「御一新」直後から、地下官人の町

職兼帯に関心が示されたことが窺える。

同月二十一日、太政官は「人材御教育尤急務」として、堂上へ「三十歳未満之輩」の小番を免じて大学寮代への出席を命じ、優秀な人材の育成と抜擢を図った<sup>51</sup>。同時に地下官人も「人材」として活用することが模索されたが、それは彼等の身分実態を表面化させることにもなつた。例えば御香水役人で当時二〇歳であつた藤田左近（前掲の比義、のち義之）<sup>52</sup>は、同月二十八日、官務から「三十歳未満之者、文武稽古被仰付候事、右御請申候哉」と問われたが、翌日「私義、所労罷在候間、差当右稽古之儀、乍恐御請難申上奉存候」として断つた。更に七月の兵学校仮設置の際、「宮・堂上及非藏人、諸官人等望ニ随ヒ入学可致」とされたが、藤田は「去月以來労症ニ而歩行仕兼候」としてこれも断っている。藤田氏は元来「万屋」という屋号の町人で、その上當時は、大津坂本町塩屋新兵衛方の同居人だったのである（新兵衛が藤田本人かは不明）。

この募集の旨を通達した<sup>53</sup>。大沢は二十八日まで、入学を願うべき諸司らの「各所存」を聴取し、押小路大外記（師身）や豊岡前大藏卿（随資）、漢学所と相談を重ねた。そこで大沢は「漢学所入門之儀、町職兼行之輩、何となく相除候方可然哉」との意見を述べた。それは「町職兼行之輩」の身分に起因する混乱を回避する為であつたらうが、最終的に「今度御趣意ハ、普ク修行被仰付候義ニ付、矢張町職兼行之者も勝手ニ可相願候様致度」との豊岡の決定で、十月五日、「下官人等」にも入学を許可する旨が漢学所より明確に通達された<sup>54</sup>。しかし結局官方地下官人の入学者は僅か一二名で、うち町職兼帯者は、藤田左近ただ一人に過ぎなかつたのである。こうした事件は、新政府が地下官人の身分実態を認識する、一つの契機にもなつたといえよう。

## 第二節 老人兩名と戸籍―広沢真臣と京都府政―

京都府設置後の五月二十三日、参与広沢真臣は京都府御用掛に任じられ、明治二年（一八六九）四月まで地方行政の龜鑑としての京都府政を指導する<sup>55</sup>。御用掛に任じられた直後の同二十五日、広沢は京都府民政に関する施政方針書「民政下手要旨書」を京都府知府事・判事に示して議決され、これが府政の施政目標となつた。広沢は「緊要之件」として「戸籍

を糺す事」も挙げており、正確な戸籍編成が急務と認識され、その阻害要素である二重身分的存在の処分が課題とみなされるようになる。

十月二日、京都府は弁事宛の伺書において、「農工商二而、朝廷御用相勤候者并宮堂上方・諸藩及び社寺之用達相勤候もの之内、苗字を称シ帯刀仕、或者家来と成、尚民籍を不脱ものも有之、事曖昧に涉り戸籍正しからず、方今御一新之折柄、右等之部判然与有之度事ニ候」として、その解消策を六箇条にわたり建議した。<sup>(58)</sup>この家来等でありつつ「尚民籍を不脱もの」とは、五箇条目に「家来ニ相成、尚民籍を不脱もの者、一人兩名ニ付、屹度被差留」べきだとあるように、支配身分と被支配身分を跨ぐ二重戸籍・耆人兩名を意味した。ここに耆人兩名は、戸籍に混乱を齎す「曖昧」なもので、「判然」化するべき対象として明確に指摘されたのである。また建議の二箇条目には「従前御用相勤候もの、自然無用与相成、有名無実之部も可有之、其分ハ早速御廃止之御沙汰」あるべきとし、これは「有名無実」となった地下官人等の「廃止」に言及したものと見えよう。十二月十三日、行政官は建議採用の旨を京都府へ通達するが、京都府はそれ以前の十月二十八日、全国に先立ち独自の戸籍編成仕法を布告している。<sup>(59)</sup>同日には太政官弁事も地下官人らの「免除札御改」を行なうとして、「一

先」の「返納」を命じて実行する。しかし特権を保証する諸役免除札は、二度と持主に返却されることはなく、十二月一日には町居住の帯刀人等で「町戸軒之諸役出金等」を拒む者は、居屋敷建家とも没収する旨が布達された。<sup>(61)</sup>

この頃の京都政局は、東京「奠都」により次第に複雑な状況を呈しつつあった。即ち新政府の政策は、当初「東西同視」を理念としたものの、二年三月の再幸以降、東京への遷都が既成事実化する。再幸と太政官の東京移転に伴い、二年二月二十四日、京都には留守官が設置された。<sup>(62)</sup>留守官は留守「太政官」として、京都の公家社会と旧幕臣を管轄対象とし、京都に設置された京都府以外の官衙（留守諸省）を管轄した。留守官の設置は、京都の守旧的・反政府的動向と、東京「奠都」を契機とする公家社会解体の困難さという政治的課題の存在にあった。新政府は京都府による先進的諸政策（議事者の設置、小学校の建設、京都府戸籍編成仕法の制定等）を当初追認したが、二年八月の民蔵合併後は、大隈民部行政が推し進める急進的中央集権化政策との軋轢を生んだ。<sup>(63)</sup>十一月、留守長官中御門経之の大納言兼任による権限強化は、大隈民部行政と相反した広沢民部行政を受継ぐ京都府の「牧民」的地方行政、中央に対する自立的傾向への牽制・監視の意味もあつたとされる。こうした政治的背景のもと、地下官人とし

では留守官、町人としては京都府と、一人が別名で二重把握される耆人兩名の状況は、依然継続したのである。

### 第三節 百官廃止と耆人兩名

留守官が設置された二年二月、京都府は町人苗字帯刀免許等の格式取扱伺において、駕輿丁等の耆人兩名の現状を次のように述べている。<sup>(64)</sup>

一、駕輿丁・檢非違使、其外 御所御用相勤候者ハ、苗字ヲ称シ兩刀ヲ帶シ、尚商籍ヲ不脱、一人兩名ト相成候付、先建御所分之儀相伺候処、御本決之儀有之、先ツ其儘ニ相成居候、尤商籍ニハ町人名前ヲ以テ編入シ置候、此余ハ当府ニテ詮議、夫々等級ニ応シ、大年寄以下中年寄以上之格ニ可申付候

つまり従来町人で「駕輿丁・檢非違使其外 御所御用相勤候者」は「一人兩名ト相成」っていたが、元年の建議採用通達後も、依然「商籍ニハ町人名前ヲ以テ編入」させる耆人兩名・二重戸籍状態が「其儘」になっていた。事実御香水役人前川五郎左衛門（義陳の息子義貞）は同年三月時点で「宗旨之儀者、直納并町分江も差出し来り候」と述べている。<sup>(65)</sup>

右の伺で触れられているように、近世後期の駕輿丁座人は、町人名前と駕輿丁名前を両有し使い分ける耆人兩名であった。

彼等に廻達された名簿には「出町枅形下ル木屋長兵衛事 青山図書様」等と記され、耆人兩名は座人間でも周知されている。<sup>(66)</sup>「吉文字屋彦市事林彦市」の様に通称が町人名前と同一の者もあるが、一般町人に苗字公称はできず、駕輿丁としてのみ「苗字ヲ称」（公称）する耆人兩名であった。

同年七月八日、行政官より「今般官位御改正ニ付、従来之百官并ニ受領被廢候事」が布達された（百官廃止）。<sup>(67)</sup>地下官人はここに名目上廃止され、以降「旧官人」と総称される。同時に位階のある者は位階を通称として使用するよう指示され（例・諏訪土佐介↓諏訪正七位、無位で主殿・図書等の下司なしの百官名（東百官も含む、以下その総称として百官名の語を使用）の使用者は改名させられる事態となった。

百官廃止が壬生家より旧官人に伝達されたのは七月二十八日で、「位階無之分ハ改名届書可差出旨」も合わせて通達された。<sup>(68)</sup>山中主殿のもとには、八月に「今般百官名被廢候ニ付、改名被 仰付」との廻状が齎された。<sup>(69)</sup>近世後期の駕輿丁は百官名使用者が多数を占め、例えば元治元年正月時点の左近府駕輿丁七二名は、百官名使用四四名、官名以外の別名使用五名、町人時と同じ通称名一八名、不明五であった。<sup>(70)</sup>

左近府駕輿丁は二年八月十一日に改名名簿を廻達したが、改名対応は次の四種に大別できる。①以前から町人名前・駕

興丁名前とも、通称が同名で改名不要であった者。錢屋茂七事件茂七等の例。②町人名前と駕興丁名前の通称を同一に改名した者。八百屋源七事福本数馬↓福本源七等の例。③町人名前に兵衛・右衛門・左衛門を使用している場合、これらの使用を避け、町人名前の一字を反映させたとみられる者。木屋長兵衛事青山図書↓青山長助等の例。④依然町人名前と駕興丁名前を全くの別名に設定した者。鶴屋喜右衛門事長岡右衛門↓長岡貞次へ改名等の例。左近府駕興丁八八名中、①が一八名、残る七〇名が②④の方法で改名した。山中主殿は見習出仕時代や山田屋治兵衛相続以前に使用していた「山中文三郎」に改名したが、町人としては依然山田屋治兵衛の名前を使用した。町人としては屋号、駕興丁としては「苗字ヲ称シ兩刀ヲ帶シ、尚商籍ヲ不脱、一人兩名」という彼らの状況は、結局変わらなかったのである。

十月二日、元官務壬生從三位(輔世)は、元官方下官人一二名(駕興丁や主殿寮下司等で国名・百官名を名乗っていた者)の改名名簿を留守官に提出した。但し旧官人の百官名(改名は、必ずしも統一的には行なわれておらず、その後明治三年六月に元御車副一二名、元三毬打下役一四名が改名した例などが確認できる。②)

#### 第四節 相続する「旧官人」

百官廃止後、「旧官人」とされた地下官人たちは、並官人・下官人とも、「元主殿寮」「元右生火官人」といった従来の職名に「元」を冠した肩書を使用してその相続を行い、町人との兼帯者は壱人兩名の作法も継続した。例えば二年十二月十三日に「元左近府駕興丁」に欠補された「奈良屋与兵衛」が、元駕興丁としては「玉尾与作」、「菱屋徳兵衛」は「大嶋得平」、「鳥子屋伊助」は「今井将輔」と「相名乗、御用并非常旅行等之節帶刀」する旨を壬生を通じて留守官へ届け出ているし、三年三月十七日、元左近府駕興丁沙汰人金屋永助事嶋田永助の悴嶋田永三郎は転宅の際、「町内ニ而者金屋永三郎与申、御役儀ニ而者嶋田永三郎与相名乗」する旨を、壬生を通じて留守官へ提出している。或は「元三毬打下役」沼田右内は退役後、「河村屋弥兵衛与申者、河村弥三郎与相名乗御用相続」させたいと願い出、「元惣官職下役」萩原善兵衛が「從弟武蔵屋定七ト申者、中川定一与相名乗御用相続」させる旨を願っているように、彼等町人兼帯の地下官人は依然壱人兩名であり、催や上首を通じて申請手続も変わらなかった。変更点は相続願書に「尤御時節柄、百官被廢、未職分之義不被 仰出候得共、乍恐右相続之義奉願上」という定型句が盛

り込まれたこと位で、申請は三年十一月まで確認できる。<sup>(76)</sup> 彼等は百官廃止後も、今後「職分」を与えられる前提で、旧官人元何々役を相続して苗字帯刀し、留守官もそれを許容していた。

三年九月十九日、太政官布告により平民の苗字公称が自由化される。京都では十月十二日、「自今平民一般、苗字可相唱候」と町へ通達され、<sup>(77)</sup> 特権的身分格式としての苗字の価値は消滅した。この影響からか、壬生は十月二日に駕輿丁の「町職兼帯之輩、称号并改名」届は留守官宛だけでよいか、京都府へも届けるべきかと伺出ている。<sup>(78)</sup> 町職兼帯者が留守官・京都府の二重戸籍状態であったことによる混乱を示すものといえよう。

苗字自由化後も旧官人は尅人兩名を続けた。十月十四日に退役を願ひ出た元三毬打下役山口増次郎は「従弟彦兵衛与申者、山口彦三郎与相名乗、私同様御用并非常旅行之節帯刀」し相続させたいと願ひ出ているし、十一月二十七日、平民として苗字を名乗る池田市郎兵衛が元駕輿丁に欠補されると、御用時は「池田市太郎与相名乗」る旨を届け出ている。<sup>(79)</sup>

十一月十九日、太政官布告により旧官人等の位階が廃止され、一般にも国名・旧官名の通称使用が禁じられた。<sup>(80)</sup> これにより位階を失った旧官人の多くは、実名(諱)を名乗るよう

になるが(例・諏訪正七位↓諏訪信敏)、町籍では依然通称を使用する尅人兩名を続けた。

こうした尅人兩名の継続は、まだ旧官人に帯刀という身分格式が残され、近世以来の身分別戸籍編成が継続し、町人との峻別が必要であったことが背景にある。支配身分と被支配身分を峻別して戸籍を編成・管理する状況が解消されない限り、これを兼帯する際の作法であった尅人兩名は、従来通り継続したのである。

### 第三章 旧官人と尅人兩名の解体

#### 第一節 旧官人の族籍処理―「旧官人御所置」―

明治三年十二月十日、宮・華族・旧官人以下の禄制改正が布告され、「非蔵人・北面・旧官人・執次・使番・使丁ノ名称ヲ廃シ、都テ士族・卒ト被改、地方官貫属被 仰付候事」とされ、旧官人は原則士族・卒とされることが決した。なお旧官人は、宮・堂上公家の家来とは異なり、「三代相恩」たることは士族・卒編入の必要条件とされていない。<sup>(81)</sup> 尅人兩名を含む旧官人の処理基準は、十一月七日付の制度分局への伺において評議され、概ね次のように定まった。<sup>(82)</sup> ①「使部以下之分者、総テ卒」とする。②しかし一家の生計が立つと考え



られる「給米二人口」(現米換算四石三斗二升)未滿の者は、原則町籍へ帰し、向十五年限の給米を支給して処分する。③「旧官人ノ内、下等ノ分者、多ク商人ニテ、官人之株買得仕一家兩名相唱居候者」であるため、取調べの上「一切商人へ相帰シ、給米ヲ向十五年被下」ものとす。ここに旧官人を士族・卒・町籍(平民)に明確に三分し、耆人兩名も解消されることが決した。

同月十三日、元官務壬生從三位(輔世)は出張弁官より呼び出しを受けて参内、坊城右大弁(俊政)と面会し、次のような口達を受けた。<sup>83)</sup>

#### 口達覚

今般御改正ニ付、是迄町人ニ而官人相勤候者、士族卒等へ御引拔ニ可相成候処、少給之者、却而難渋之筋モ可有之候ニ付、町籍一方へ帰り候様可被 仰出候、乍併是迄之賜米ニ而一家相立候見込有之者者、士族卒へ御差加可相成候間、篤与取調、両様之内早々可申出候事

<sup>明治三</sup>  
庚午十二月

即ち「町人ニ而官人相勤候者」は士族・卒とすべきだが、少給の者は「却而難渋」するため原則「町籍一方へ帰」るべきと指示した。但しこれまで受けてきた賜米(知行及び分賜米<sup>84)</sup>)で生計の見込が立つ者は「士族卒へ御差加」るので、各

人判断し「両様之内早々可申出」とした。壬生は坊城より「催内外共取調、至急ニ可申出」と命じられ、同日中に元大外記押小路氏・元出納平田氏と面会しこれを通達、更に元使部三名、元衛士一名、元駕輿丁兒部・沙汰人六名、元御香水役人二名(藤田・前川)、元檢非違使勢多章甫、元内膳司浜嶋氏代人、元典葉寮小森氏代人、元御厨子所預高橋氏代人の計一六名を自宅に招いて伝達した。<sup>85)</sup>

翌日、元御香水役人藤田義之(もと左近)代人として、親類近江屋安兵衛が元衛士藤井積慶のもとを訪れ、「是迄之賜米ニ而一家相立候見込付キ不申候間、歎ケ敷義ニ候得共、無抛町籍へ帰シ申候」と表明した。<sup>86)</sup>藤田は元同役前川五郎左衛門(義貞)と相談の上、兩人はそれぞれ「町籍一方へ相帰シ申度」との「口上覚」を、同日壬生家へ提出した。旧官人それぞれがこうした選択・返答を行なったようだが、その間も壬生は坊城らと「町家兼帯向之帰籍等之事」や「旧官人御所置方之義御内談」を重ねている。<sup>87)</sup>

同二十七日、参内した壬生は坊城から「元官方旧官人下司駕輿丁迄、元典葉寮・陰陽寮・檢非違使・滝口・近衛府・内膳司・院庁官・院雑色・絵所等、禄制格式并帰籍等御沙汰書」を一括で受取り、各旧官人を招きこれを交付した。<sup>88)</sup>同日藤田と前川は、太政官差出の「今般御改正ニ付、町籍江御指

加二相成」旨の沙汰書を壬生家で受け取った。沙汰書を受け取った各旧官人は、正月九日まで「沙汰書之御請書」を出張弁官へ提出し、手続を完了させている。なお御香水役人の場合、元分賜米三俵、藤田のみ他に知行一石で、藤田は現米三石七斗、前川は現米三石二斗の向十五年間下賜とされた。分賜米三俵であった駕輿丁は、山中淑養（文三郎、もと主殿）を含め、全員向十五年現米一石下賜で町籍に帰っている。<sup>(90)</sup>町職兼帯（公認型老人兩名）でも、士族となった者もいる。町職兼帯の元贅者・諏訪信敏は、明治三年十二月二十七日付で「旧官人」として、現米一〇石の「京都府貫属士族」となった。<sup>(91)</sup>分賜米二〇俵をうけていたため、「賜米二而一家相立」と届け出たのであろう。

こうして明治三年十二月、旧官人は士族・卒・町籍に三分された。その内訳を示したのが表1である。旧官人は、士族三八四名、卒四三名、町籍婦入三三名となった（その他社籍編入者七名）。約五〇％が士族、約六％が卒、約四三％が町籍（平民）となり、元駕輿丁が二〇〇名を占めるとはいえ、町籍となった旧官人はかなりの数にのぼっている。町籍婦入者は、旧禄に応じた向十五年の年限禄支給により処分された。この族籍基準には、明治三年初頃に設定された旧官人の「等級」も参考材料となったようである。<sup>(92)</sup>等級は旧官人を格

式により四等に分類したもので、三催の一等は右大史・左少史の四人（官方）、少外記・権少外記三人（外記方）、御蔵・所衆一三人（蔵人方）という極一部の上級の官人、二等は以下諸省寮司の官人、三等は諸省寮司の史生、使部、駕輿丁兄弟部等の催直支配の官人、四等は駕輿丁や主殿寮下司等の下官人、という序列である。この等級別の族籍を表2に示した。一等・二等は、蔵人方内教坊（二等）を除き全員士族、四等はほぼ全て町籍である。問題は士・卒・町籍が混在する三等と蔵人方の四等で、表1にも示したように、同役でも族籍が分かれている。諸省寮司の史生は士族と町籍に分かれ、使部は卒・町籍に、検非違使使庁、御車副等も然りである。

これは「給米二人口」を「一家相立」基準としたことに起因している。「給米二人口」は約一〇俵強に換算されるが、三催下の地下官人の分賜米は、三〇俵・二五俵・二〇俵・一五俵・九俵・三俵の六等で、一〇俵という設定はなかった。（一〇俵設定は三催外である衆人と検非違使には存在する。なお、分賜米は四斗俵換算。故に「同職中ニテモ、僅カ一俵ノ差等ニテ家禄ト相成候者ト、向十五年限（つまり町籍）ト相成候者ト区別相立、不幸」ではないかという懸念が、族籍処分実施前に認識されていたのである。<sup>(95)</sup>

では分賜米から考察してみよう。<sup>(96)</sup>四等官人は概ね分賜米三

表1 旧官人の士族・卒・町籍分離 (明治3年12月, 京都府・東京府)

(単位:人数)

	元官方	元外記方	元蔵人方	三催以外	合計
士族	壬生明麗(官務息子)1, 右大史1, 左少史2, 右史生兼行事官内匠寮1, 右史生1, 左官掌2, 右官掌2, 召使2, 弁侍2, 内舍人33, 内舍人兼諸陵寮1, 諸陵寮1, 主殿寮2, 木工寮官人1, 主殿寮官人2, 左生火官人1, 右生火官人1, 内匠寮史生2, 諸陵寮史生2, 大蔵省史生2, 木工寮史生2, 主殿寮史生3 小計67	大外記1, 少外記1, 権少外記2, 史生2, 文殿1, 召使2, 少納言侍2, 大舍人寮4, 内蔵寮1, 内蔵寮官人1, 縫殿寮3, 式部省1, 大膳職1, 掃部寮2, 内堅2, 陣官人2, 左馬寮1, 右馬寮1, 兵庫寮1, 贊者2, 中務省史生2, 大舍人寮史生2, 内蔵寮史生2, 縫殿寮史生1, 式部省史生2, 大膳職史生2, 掃部寮史生2, 大炊寮史生2, 造酒司史生1, 兵庫寮史生1 小計50	出納1, 御蔵4, 所衆9, 図書寮2, 行事所1, 主水司1, 院承仕1, 大仏師1, 絵所1, 内蔵寮官人2, 戸屋主1, 下南座1, 主殿司1, 図書寮史生3, 主水司史生2 小計31	檢非違使8, 滝口36, 近衛府51, 後院庁官1, 後院所衆3, 後院御壺召次4, 院雑色5, 後院侍15, 後院北殿侍3, 楽人42, 陰陽寮7(幸徳井含む), 典薬寮医師45, 御厨子所預3, 内膳司3, 上御倉2, 画所預2 小計236	384
卒	使部9, 衛士5, 幡鉾1 小計15	使部6 小計6	仕人3, 陰陽1, 惣官職1, 御車副童子2, 御車副3, 御車舍人4, 御車副大工御車副1, 榻持1, 釜殿4 小計20	檢非違使庁2 小計2	43
町籍	主殿寮史生1, 使部1, 駕輿丁兒部4, 同沙汰人2, 御香水役人2, 鉾立役人1, 鏡師1, 主殿寮門部6, 同火炬師13, 同駈仕丁14, 同松持4, 左近府鼓師1, 同鉦師1, 駕輿丁200 小計251	縫殿寮史生1, 造酒司史生1, 兵庫寮史生1, 兵庫寮下司鼓師1, 同下司鉦師1, 使部4, 内蔵部12, 大膳職膳部4, 酒部5 小計30	内蔵寮史生2, 御車副4, 御車大工御車副1, 棧持1, 榻持1, 掛竿持1, 鎗取2, 右近府鼓師1, 右近府鉦師1, 三棧打下役18, 紙漉兄頭部5, 内教坊1 小計38	檢非違使看督長5, 檢非違使火長5, 檢非違使庁3 小計13	332
その他				神祇官7(兼帯解消, 社籍編入) 小計7	7
合計	333	86	89	258	766

出典：国立公文書館所蔵「公文録・明治三年・第八十五卷・庚午・京都府伺附録(二)」十一 壬生従三位始四百九十六人終身十五年七年ノ三等ニ禄高御達, 「諸官人旧禄并ニ頒賜米取調之写・明治三庚午歳二月・留守官」(『雜種公文』), 「頒賜米方領米取調記録・明治三庚午歳九月・留守官宮華族掛」(同上), 「太政類典・第一編・慶応三年～明治四年・第百七十三卷・理財・禄制十二・十 京都府士族卒禄制改定禄帳下付」, 「太政類典草稿・第一編・慶応三年～明治四年・第十二卷・制度・種族七」十三 元非蔵人北面其他ノ者東京府士族卒ニ編入, 京都大学法学部所蔵「士族明細短冊」, 京都府立総合資料館所蔵「卒明細短冊」。

註：旧官人総数・各人数は, 明治3年9月時点をもとに旧支配ごとに確認・計算して作成。何れの役職も, 史料上は原則「元使部」等と「元」付きで記載されているが, 表では省略した。この他に明治3年2月時点で存在が確認できる惣官職下役11名(無分賜米), 内膳司膳部5名の族籍が確認できない。蔵人方女役のうち一采女・二采女・三采女(各1名)・關司(2名)は女役のため除外したが, 同じく蔵人方女役の主殿司は息子の長沢氏が士族に, 内教坊は内教坊父として小林氏が町籍で処理されているので本表に加えてある。楽人は京都府貫属, 東京在勤中に東京府貫属となったものの総数。官方のうち, 大蔵省兼木工寮は檢非違使堀川氏兼帯のため檢非違使として計上, ほか後院侍(北面)を兼任する檢非違使・近衛府の人物は, 後院侍の合計には含めない。小舍人雑色(明治以前の四座雑色)は表からは除外した。

表2 元三催の等級と族籍 (単位:人数)

		士族	卒	町籍	計
元官 方	一等	4	0	0	4
	二等	53	0	0	53
	三等	11	15	11	37
	四等	0	0	240	240
元外 記方	一等	3	0	0	3
	二等	29	0	0	29
	三等	17	6	7	30
	四等	0	0	23	23
元蔵 人方	一等	13	0	0	13
	二等	12	0	1	13
	三等	5	5	2	12
	四等	0	15	35	50
計		147	41	319	507

出典：国立公文書館所蔵「雑種公文・諸官人旧禄并二頒賜米取調之写・明治三庚午歳二月・留守官」、「公文録・明治三年・第八十五卷・庚午・京都府伺何附録(二)」十一 壬生從三位始四百年九十六人終身十五年七年ノ三等二禄高御達。  
註：等級は明治3年2月時点による。催官人は等級外のため含まない。また蔵人方女役の一采女・二采女・三采女(等級外)、關司(二等)は女役のため除外。右大史山口定厚は明治3年12月時点では名前が見えないが、一等であるので本表では士族として計上。これらの事情から、同12月時点を基準とする表1とは、若干数値に差異がある。

俵のみで、基準通り町籍である。しかし三等官人は一五俵、九俵、三俵の者達で、更に同役でも知行有無の別があった。分賜米九俵である官方・外記方使部二〇名は、内二名のみが知行を有したが、卒一五名、町籍五名となり、無知行・分賜米九俵でも卒とされた一方、町籍を選択したものもあつたことがわかる。また諸省寮司の史生三九名は、いずれも無知行・分賜米一五俵で、三三名が士族、六名が町籍帰入を選択した。蔵人方四等官人である御車副は分賜米三俵のみ三名と、分賜米のほか知行五石を有するものの四名がおり、町籍帰入は前者三名と後者一名の計四名で、その他三名が卒となった。同御車大工御車副も知行五石・分賜米三俵の木田主殿、分賜

米三俵のみの惣司左膳がおり、前者が卒、後者が町籍に分かれた。同じく御車榻持二名は分賜米三俵で、知行二石の芥川作造と三石の芥川佐一がいたが、作造が卒、佐一が町籍を選択した。他に檢非違使庁五名は各人分賜米三俵ながら、内四名で知行一三石余を配当していたため二名は卒となった。このように三催の三等と蔵人方四等、催外の檢非違使下司等で線引困難な領域が生じ、結局一〇俵前後の微妙な禄の者はその族籍選択が分かれたのである。

なお、十二月二十七日に交付された御沙汰書には、多数の「書損間違等之廉」がある杜撰さで、その修正による若干の混乱があつたが、取敢えず「旧官人御所置」はここに断行された。<sup>97</sup>課題であつた公家社会の解体に一応決着が付いたことをうけ、同二十二日、留守官は留守宮内省に合併され、事実上その役目を終えている。

かくして旧官人は、士族・卒・町籍とそれぞれに道を分つた。但し五年正月の太政官布告によつて世襲の卒は士族に編入され、同条件の元旧官人の卒も士族に編入される。<sup>98</sup>また旧官人処置では、元官務壬生輔世のみ個人として「終身華族」(本人一代限の華族)となり、<sup>99</sup>官務家としては、輔世の息子壬生明麗が父とは別に士族とされ、元大外記押小路師身も士族とされた。即ち当初は両局も士族とされたのである。しか

し輔世は九年十月に至り、「永世華族」へ列せられることを歎願し、十一月に許可され、翌年四月、土族壬生明麗の家禄を華族壬生輔世に付け替える措置を取る。押小路家の華族編入はかなり遅く、次代の師親が十二年七月になって漸く華族に列せられている。両者は十七年華族令で、ともに男爵となる。

## 第二節 名代規定と忝人兩名

しかし旧官人処置における「町人ニ而官人相勤候者」の範疇に、非公認型忝人兩名は含まれていなかった。彼らは「同居」処理などによってその兼帯を建前上秘匿し、町人と地下官人の二人が実在するものと表明していたからである。町職兼帯と把握されずに土族卒籍に編入された彼らは、依然町籍も保持する二重族籍の忝人兩名として残存した。

町籍と土族卒籍を両有する忝人兩名は、土族卒の町人地所有をめぐる政策上で問題化する。既に元年十二月、身分違の土地所有の禁止が通達され、土分の者が町人地・百姓地を所有する際には、町人・百姓身分の「名代」を立てるよう規定されていた。それは実際近世には曖昧化していた土地の身分的性格（武家地・町人地などの別）と居住者の身分合致の原則を明確化し、貫徹するための政策であった。

しかし「名代」を設定すれば身分違の所持を許容するとい

う方法は、表面上の秩序維持を優先した糊塗的方法であって、それは近世の非公認型忝人兩名が、町人当主（町人名前）を設定して自らをその「同居」人の地下官人であると糊塗調整した方法と、本質的には同様であった。故に四年正月、京都府は弁官宛に「名代ノ弊害」を列記して名代廃止を建議した。その二ヶ条目は次のように述べている。

一、忝人兩名ハ 御一新以来所禁、然ルニ土地二本主アリテ、又名代ヲ置ハ、人ニシテ一人兩名ヲ唱ルト同 理ニ可有之事

名代規定を忝人兩名と「同理」とする文面は、土族卒の人物が町籍名前を同時に保有して名代も兼ねている忝人兩名（従来の非公認同居型）が存在したことを踏まえたものであり、実際それは後に発覚する。

また同年七月八日、京都府は旧官人処置で土族卒と「判然」化された存在が、依然町籍でもあり続けているとして、弁官宛の伺で次のように述べている。

京都府の曰く、「当府貫属卒ニ被仰付候旧官人等」は、「旧冬御改正」において、「御給与米ニテ、活計難立見込ノ者ハ、断然農商間ニ帰籍」させ、「御給与米ニテ活計相立候見込ノ者ハ、卒」（又は土族）にしたはずである。それなのに「此頃取調」たところ、彼等は「従本傍商法相當候者有之

故カ、「幼年ノ子弟等ヲ町籍ニ致加入置、其名前ヲ以、従前商店等相關キ、同姓ノ卒、子弟ノ家ニ同居ト申唱候テ、表面ハ子ハ商、親ハ卒」としている者がいる。勿論「其実ニ至リ候テハ、全ク一体ノ商家」である。更に「甚敷ハ、夫婦ニシテ夫ハ士、婦ハ商ト表名ヲ顕ス類」もいる。もしこの状況で新たに子供が生まれたならば、「出産ノ子ヲ、婦ノ家ニ属スル時ハ、夫ナキ一子ヲ生シ、又是ヲ夫士或ハ卒ノ家ニ属スル時ハ、婦ナキ子ヲ生シ、姿ニテ、甚不都合」なこととなる。

「右等ノ者ハ、此俟ニ差置候様ニハ難相成哉ニ相考」るので「夫々取調、可及其処置」と思うが、「一応相伺候、至急御指揮」を頂きたい——。大蔵省はこれに対し、「書面ノ趣ハ不都合ノ次第二付、篤ト取調ノ上、三ヶ年分ノ家禄一時二下賜、町籍ニ帰着候様可被申付候事」と指示している。

かかる状況の理由は、近世以来の非公認型商人両名の意味を考慮すれば明白であろう。家族を町籍の当主や名代として、表向きその町人宅に士族・卒が「同居」しているとすれば、士族卒と平民を兼帯する二重身分と、身分違である士族卒籍による町人地所持の問題が表面上解消され、生業である商業を続けつつ、士族卒の身分格式と家禄をも得られた。この時期における族籍別の管轄と戸籍把握は、近世における身分別支配・人別把握と、本質的には変わつておらず、むしろそれ

を明確化し、再編しようとしていた。故に支配や身分の重複を表面上巧く調整する作法——即ち商人両名が、消滅せず続いたことはむしろ当然であった。

またこの時期、依然支配身分と被支配身分は峻別され、華士族卒籍の者による農工商業への従事は禁じられていた<sup>(10)</sup>、故に兼帯する当事者は、近世以来の商人両名や「同居」調整により、身分秩序を維持する作法を継続したのである。なお同四月四日、新政府は翌年の戸籍編成を目的に戸籍法を布告しており、それは編成方法上、従来の族籍主義から属地主義への移行という点に大きな特色があつたが、当時京都府は族籍主義である京都府戸籍仕法の維持を主張し、その実施に反対していた<sup>(11)</sup>。

同年八月七日、京都府貫属士族触頭より、触下の各士族へ「当地邸宅地并抱地とも所持之有無取調」のため廻状が通達された。士族諏訪信敏が受取つたその廻状には、下げ札で重大な追加がなされていた<sup>(12)</sup>。

一、家族中之内、止宿之都合等二而、町籍江差入、商人<sup>(名)</sup>兩銘之弊兎角有之、以之外ニ付、右之類ハ来ル十日限可被申出候、其期限打過其儘被差置候ハ、御沙汰之筋も可有之旨、御達ニ付書加申候、此段宜御承知、廻状刻限付ヲ以順廻、從留ヨリ三十郎方<sup>(行マゴ)</sup>へ御返達被成候<sup>(触頭・村越三十郎)</sup>



也

即ち土族本人の「家族中之内」(実在・非実在の両方を含意)を町籍に入れ、それを同居・名代として町家を所持し町人として商業を営む実質的「名 忝人両銘」を禁止し、その自主申告を命じた。近世の非公認型忝人両名を「以之外」な「弊」とし、強くその処分を迫ったのである。

同年十月、元旧官人の士族小島長敬(元図書寮史生・従六位下小嶋伊勢少目長敬、元分賜米一五俵)は、士族邸宅図の提出に関連して、次の願書を京都府に提出している。<sup>(10)</sup>

私儀、旧官人ニ而者、町分之処差支ニ付、無余義中路与市与申名前ヲ以、町籍ニ入罷在、忝人両名之段、奉恐入候ニ付、其段御断奉申上、御間届被成下候、然ル処、私

町名代当時林重助与申者江、為相勤在之候得共、其已前私町籍名前中路与市ヲ以、町名代与申唱来候段、甚不都合之至り、深奉恐入候間、此段奉御断申上候、何卒当春差上候邸宅図、御引遣被成下候様奉願上候、以上

明治四  
辛未年十月

士族 小島長敬<sup>(11)</sup>

京都府御庁

即ち小島長敬は元旧官人の士族でありながら、「中路与市与申名前を以、町籍ニ入」り、自分自身で町名代にもなっていたことを「忝人両名之段、奉恐入候」と申告し、それが既

に聞届けられたことを述べた上で、改めて別人の町名代・林重助を立て、邸宅図を提出する旨を京都府庁に願ひ出ている。しかし図書寮史生の正体は、元々図書寮へ「出入りの商人」で「御維新で士族にな」った「小島」という史生<sup>(12)</sup>も、実は「金持ち」の「小間物屋」だったという。つまり小島長敬は、元来小間物屋の町人中路与市で、図書寮史生としては「小嶋伊勢少目」と名乗る忝人両名(非公認型であろう)であったが、旧官人処置で小島長敬の名で士族となった後も、本来の中路与市として町籍も保持した。そのため元来実体である与市を「町分之処差支ニ付、無余義」名乗った名義と称して消滅させ、自身を士族小島長敬に一元化し、忝人両名を処理したのである。

また八月の通達直前、同年七月二十五日に、元旧官人の士族畑惟穰(元典薬寮医師・従六位上畑大和介惟穰、元分賜米二〇俵)は、従前「青木実蔵」という者を町名代と申告していたが、「実蔵与申者ハ、名前而已ニ而人体無之」者、即ち実在しない架空名義であったと申告してこれを消滅させ、別の人物を町名代とすることを申請して許可されている<sup>(13)</sup>。しかし近世の実態を考慮すれば、「青木実蔵」は地下官人畑の町人名前というべきものであり、忝人両名を処理したとみるのが実態として正確であろう。同年八月十四日、帰商を願ひ出

ていた卒三宅友直（元御車舎人・三宅惣太郎友直、元知行五石・分賜米三俵）にその許可がなされているが、これも先の通達や耆人兩名廃絶の動向を受けた判断とみられる。かつての非公認型耆人兩名も、こうして解体されていったのである。

### 第三節 諏訪信敏の「自首」

四年八月の廻達は、かつての非公認型耆人兩名の摘発・解消を企図したものであった。しかし元贖者の土族諏訪信敏は、異なる事情で耆人兩名となっており、同十五日、京都府へ自らその処分を願ひ出た。<sup>(11)</sup>

即ち京都府下の諏訪登代次郎（信敏）は、第一章で述べたように、町人で高松松平家の用達、贖者としては諏訪土佐介と名乗る耆人兩名であった。しかし三年九月、「元高松藩用達」として、その「藩士列」に取り立てられ、「諏訪登代次郎」の名で「高松藩士族」となり、更に同年十二月には、元贖者の旧官人「諏訪信敏」の名で、京都府貫属土族にもなり、京都・高松「両庁ニテ土族ノ禄ヲ受」ける「一人兩名ノ次第」になってしまった。諏訪は「元贖者御役ノ儀ハ養子相続」させるつもりだったが、「彼是心痛当惑」し「苦心ノ余リニ今日ニ至」つたと弁明した上で、京都府貫属土族を辞して家禄を返上し、「高松県士族一方ニ帰シ申度」と希望している。尤

も諏訪信敏と諏訪登代次郎とを株として分割する諏訪の近世的発想が、最早通用しなくなっていたことはいうまでもない。願書を受けた京都府は早速調査を開始、高松県（掛合途中の十一月、合併により香川県となる）へ問い合わせたところ、高松藩が諏訪を土族にする際、京都府への通告を「御懸合落」したことが原因と判明、高松県は自らの非を認めた。十月二十三日、京都府は「当府貫属」の「土族諏訪信敏」について、「一人兩名ニテ、其不都合千万ノ事ニ候、如何処分可致哉」と史官へ伺い、至急の回答を依頼した。また十一月二十四日には元高松県も、「当県士族 諏訪登代次郎」の「身分ノ儀、自今如何仕候テ宜哉」と史官へ差図を仰いでいる。

翌五年七月十九日になって、史官は大蔵省に類例調査を依頼、同二十三日、大蔵省は諏訪を旧高松県から除籍して京都府貫属土族とすべきと断じ、「当人ニ於テハ、一身ヲ以、一時双方へ御請致シ候儀ハ、不都合ノ次第ニ候へ共、悔悟自訴致候上ハ、出格寛典ノ 御沙汰ニテ可然」とした。しかし「刑法ノ儀ニ付、一応司法省へ御尋有之方至当」として、司法省へ照会された。八月晦日、司法省は「一身兩名云々ノ始末、不束ニ候へ共、発覚前自首スルニ依リ罪ヲ免シ、身分ノ儀ハ、元ノ如ク貫属タル可ク候条、夫々処分可致旨」を京都府へ伝達したと大蔵省へ申し入れている。かくして諏訪は、

京都府貫属士族となることで決着した。香川県士族となる希望が叶えられなかったのは、「士族諏訪信敏儀ハ、元来豊次郎ト唱へ、当府下町人ニシテ贅者相勤、高松藩用向ヲモ達来」者だという京都府の説明により、京都が本籍と判断された為と考えられる。

町人として高松藩用達、一方で地下官人でもある状態は、近世には畷人兩名の作法により何の問題もなく成立していた。それを一方的に否定し、「自首」したから「罪ヲ免シ」てやるという通達は、諏訪からすれば理不尽という他なかる。しかし横山百合子氏の指摘するように、明治初年における身分再編は、近世後期における多様な分業の進展や身分・職分のありかたとは無関係に、支配身分と被支配身分の区分の明確化を企図していた<sup>(16)</sup>。故に二重身分を表面的に解消する畷人兩名の作法は、明確化を阻害する「弊」であり、畢竟「罪」でしかなかったのである。

### おわりに

以上本稿は町人と地下官人の兼帯における畷人兩名について、「戸籍」実態に着目し、その二重身分の作法としての意味を確認した上で、近世近代移行期における地下官人と畷人兩名の解体過程を詳細に明らかにした。

町人と地下官人の兼帯における畷人兩名は、公認型・非公認型の二形態があつたが、いずれも身分別支配、支配身分と被支配身分の峻別という身分秩序を表面上維持するための作法として行なわれ、二重戸籍の状態になつていた。しかし明治初年における身分再編において、畷人兩名という存在形態は「曖昧」とみなされ、族籍・戸籍編成上の阻害要素として、「判然」化する方針が決定された。地下官人自体も「御一新」以降無用な存在とみなされ、明治二年七月の百官廃止により「旧官人」とされて段階的にその特権も剝奪された。しかしその間も旧官人は「元駕輿丁」等の名目を相続し、町人による地下官人兼帯者は、留守官と京都府から二重に把握され、畷人兩名の作法をなおも続けたが、明治三年十二月の「旧官人御所置」により、士族・卒・町籍に三分されて解体された。その後も畷人兩名で士族卒籍と町籍を両有するものが残存したが、これも「判然」化を阻害する「弊」として、次第に消滅していった。

近世の身分秩序は、表面的な調整による建前の維持を重視し、畷人兩名という調整行為を二重身分の作法としたが、明治初年における身分再編・「判然」化では、畷人兩名は身分秩序を「曖昧」化し、廃絶すべき行為とみなされた。明治初年の身分再編は、近世のような「作法」を介した、身分秩序

という建前の表面的維持ではなく、明確な身分別編成を企図していたからである。明治初年、身分別編成という原則自体は近世と同じであったが、実際の身分のあり方はこの時期に大きく変容し、身分が「判然」化されたのである。

なおこの後、町籍帰入者への向十五年年限禄は、年限満了を迎えることなく、九年八月の金禄公債証書発行条例、所謂秩禄処分により、金禄証書の下付を以て処分される<sup>(16)</sup>。かくして元旧官人町籍帰入者に与えられた特権の残滓も消滅したが、やがて明治末における士族編入願増加のなか、元駕輿丁は三十三年八月に士族編入願を提出している<sup>(17)</sup>。かかる「判然」化による余波とその詳細な分析は、今後の課題としたい。

## 註

- (1) 朝尾直弘A「近世の身分とその変容」(朝尾直弘編『日本の近世』7、中央公論社、一九九二年)、同B「十八世紀の社会変動と身分的中間層」(辻達也編『日本の近世』10、中央公論社、一九九三年)。いずれも、朝尾直弘著作集 第七卷(岩波書店、二〇〇四年)に収録。
- (2) 横山百合子「明治維新と近世身分制の解体」(『日本史講座 第七巻』、東京大学出版会、二〇〇五年)。
- (3) 拙稿A「近世「忝人両名」考―身分・職分分離と二重身分―」(『歴史評論』七三二号、二〇一一年)、拙稿B「吟味座席と身分・職分」(『日本歴史』七六六号、二〇一二年)、拙稿C「公家家来と百姓の忝人両名―大島数馬と利左衛門

―」(『地方史研究』三六〇号、二〇一二年、のち拙著『近世京都近郊の村と百姓』(思文閣出版、二〇一四年)第四章として改稿)、拙稿D「近世禁裏御香水役人の実態―地下官人の職務・相続・身分格式―」(『古文書研究』七五号、二〇一三年)。なお忝人両名による二重身分調整は、百姓株の二重取得等の被支配身分間にも存在するが、本稿は考察対象を地下官人の忝人両名に限定する。

- (4) 下橋敬長「幕末の宮廷」(平凡社、一九七九年)、梅田康夫「地下官人考」(大竹秀男・服藤弘司編『幕藩国家の法と支配』有斐閣、一九八四年)、西村慎太郎「近世朝廷社会と地下官人」(吉川弘文館、二〇〇八年) 第二部第一章。

- (5) 前註「幕末の宮廷」二八一頁。

- (6) 町人名前とそれに伴う財産を息子等に譲渡・相続させ、自らは地下官人の名前でその同居人と調整すると、町人ではなく専業の地下官人身分となるようだが(第一章参照)、この詳細は別稿での検討を要する。

- (7) 横田冬彦「近世的身分制度の成立」(前掲『日本の近世』7)。

- (8) 武士の宗門人別改帳については、渡辺理絵「近世武家地の住民と屋敷管理」(大阪大学出版会、二〇〇八年) 第五章。

- (9) 前掲拙稿B。

- (10) 横山百合子「明治維新と近世身分制の解体」(山川出版社、二〇〇五年) 三頁。

- (11) 小林丈広「明治維新と京都」(臨川書店、二〇〇四年) 等。

- (12) 本稿で使用する主史料は、『太政類典』・『公文録』・『雑種公文』(国立公文書館所蔵)、慶応四年(明治七年)「壬生官務家日記」(京都大学文学部日本史研究室所蔵)、京都本能寺町

前川五郎左衛門家文書（佛敎大学図書館所蔵、以下前川家文書と略記）、京都中大坂町山中家文書（同所蔵、以下山中家文書と略記）、諏訪家文書（京都市歴史資料館紙焼写真Km40）、藤井家文書（同上S100）。文書名は原題表記し調査番号（整理番号）を付す。

(13) 豊田武「四府駕輿丁座」（『座の研究 豊田武著作集第一巻』、吉川弘文館、一九八二年、初出は一九三四年）。

(14) 『京都町触集成別巻二』（岩波書店、一九八九年）六一一・六九四、『京都御役所向大概覚書上巻』（清文堂、一九七三年）三六八頁。

(15) 藤本久志『豊臣平和令と戦国社会』（東京大学出版会、一九八五年）第三章、拙稿E「近世の帯刀と身分・職分」「非常帯刀」の設定と逸脱」（『日本歴史』七九八号、二〇一四年掲載予定）。

(16) 『史料纂集 通誠公記 第二』（統群書類従完成会、一九九〇年）元禄四年十二月八日条（一八二頁）。

(17) 『京都御役所向大概覚書 上巻』三六九頁。

(18) 『京都町触集成 第一巻』五。

(19) 『史料稿本』九十九編二十八冊八二八頁（東京大学史料編纂所公開データベース）。翻刻は史料稿本所引の「基量卿記」による。なお、「賈職」を「賣職」に作るは文意不通となる明白な誤謬。

(20) 前掲拙稿A。

(21) 前掲拙稿D。

(22) 前川氏の出自や活動全般については、『京都本能寺町 前川五郎左衛門家文書目録 第四巻』（二〇一二年）解題第二節。糸割符や御用米会所貸付方との関係は、拙稿F「幕末期

京糸割符の動向とその終焉——糸割符」の身分格式と特権」（『日本史研究』五九九号、二〇一二年）、稲吉昭彦「近世後期京都における御用米会所貸付方の独立と恵比須屋荘兵衛」（『佛敎大学総合研究所紀要別冊 洛中周辺地域の歴史の変容に関する総合的研究』、二〇一三年）を参照。

(23) 『史料京都の歴史 第七巻』（平凡社、一九八〇年）。なお同家は寛政八年に糸割符株を買得、安政六年頃まで京糸割符の一人でもあった（前掲拙稿F、安政六年〜明治元年「糸割符諸用留（当時）」（前川家文書ス5）。

(24) 「官家命令記方書抜、公辺江贅者御役一件届書之写」（諏訪家文書C-2）。「事」表記については後述。

(25) 嘉永六〜文久二年「官家命令附勤方記」（諏訪家文書D1-8）。

(26) 「壬生官務家日記」明治三年八月十日条。

(27) 天保十二年四月二十四日「奉願上言上」（山中家文書116）、元治元〜慶応四年「元治元甲子歳七月大変出火之日記 御所駕輿丁御達し写」（同69）、慶応四〜明治三年「御所御達写」（同78）。

(28) 山中家文書に扇屋仲間の訴訟や中大坂町関係の史料が多く現存。嘉永期扇屋仲間の訴訟時は山田屋治兵衛の名で願書も提出している。

(29) 明和八年〜寛政元年「宦家命令附勤方記」（諏訪家文書D1-1）。

(30) 註(27)「御所御達写」。

(31) 「地下諸願窺届留・従明治二己巳年八月至同年十二月・留守官」（『雑種公文』）。

(32) 前川家、山中家、諏訪家文書とも、朝廷からの触・通達の

- 留帳が残る。いずれも町人名前ではなく地下官人の名前が宛名となっている。
- (33) 嘉永三年〜万延元年「家内宗門人別改帳」(前川家文書う67)。
- (34) 前註「家内宗門人別改帳」、弘化二年九月「帯刀人改帳」(前川家文書ソ111-2)、前掲拙稿Dも参照。
- (35) 安政四年九月「帯刀人改帳」(山中家文書7)。
- (36) 天保十二年〜弘化二年「御触」(前川家文書タ22)。触本文中に雛形廻達の記述があるが、『京都町触集成』は雛形を取録していない。
- (37) 『京都町触集成 第八巻』六一。
- (38) 前掲拙稿C、熊谷光子「帯刀人と畿内町奉行所支配」(塚田孝・吉田伸之・脇田修編『身分的周縁』、部落問題研究所、一九九四年)。註(6)参照。
- (39) 註(4)西村著書。
- (40) 前掲拙稿C。大島家は同一人物である正親町三条家来大島數馬と百姓利左衛門が「同居」処理もなく、全くの別人とされている。
- (41) 天保一三年〜嘉永元年「宗門人別改帳」(前川家文書ソ111-2〜10)、註(33)「家内宗門人別改帳」、明治元年九月「浄土門徒宗門人別改帳」(山中家文書8)。
- (42) 文政四年「日記」(前川家文書H307・H308)、「御所表御留」(同お88-4)、文久四年〜明治三年「官方御所御達留」(同こ8)。
- (43) 文政四年二月「禁裏御所御香水役御請申上候二付御所表諸願書其外書物扣」(前川家文書お88-2)、前註「官方御所御達留」。
- (44) 藤井家文書等。例えば最後の提出である藤井差出壬生從三位宛の明治三年九月「宗門御御改之事」も同書式。但し知行がある官人は知行所吟味の文言と、鉄砲改めの文言があわせて記載される。また三催外である近衛府隨人の元治元年宗門改も、人数記載書式が同様であることが確認できる(国立国会図書館所蔵「禁裏御所御用日記」第三四〇冊〈国立国会図書館デジタルコレクションにて閲覧〉)。
- (45) 以下、山中については註(27)山中家文書69・78。官務直接提出より一ヶ月早いのは、駕輿丁兄部が取りまとめて提出する為であろう。
- (46) 西村慎太郎「地下官人」(高埜利彦編『身分的周縁と近世社会8』、吉川弘文館、二〇〇七年)。
- (47) 京都府編『京都の歴史』第七巻(一九七四年、学芸書林)。
- (48) 『法令全書』明治元年 第五十。但し閏四月二十日、非臈人と北面の号はそのままでの勤番を命じられている(同上第三百二十七)。
- (49) 『法令全書』明治元年 第二百三、二百七十一、三百十一。
- (50) 「壬生官務家日記」慶応四年閏四月一六〜一九日条、二冊目巻末。
- (51) 『法令全書』明治元年 第三百三十七。
- (52) 以下本節での藤田については註(42)「官方御所御達留」による。
- (53) 『法令全書』明治元年 第五百九十三。
- (54) 『法令全書』明治元年 第七百四十八。
- (55) 以下漢学所一件については、注記のない限り「壬生官務家日記」明治元年九月二十四日〜二十九日条、十月七日条、同二十日条による。

達留」。



- (56) 『法令全書』 明治元年 第八百十三。  
 (57) 佐々木克「維新政府の官僚と政治」(『人文学報』 第四七号、一九七九年)。  
 (58) 「制法」(京都府庁文書 明1-8、京都府立総合資料館所蔵)、「政典」(同上明1-2)。「太政類典・第一編・慶応三年」明治四年・第十一卷・制度・種族六」三も同文。  
 (59) 奥村弘「明治初年の戸籍における「国民」把握と社会調査」(『部落問題研究』 一一五号、一九九二年)。  
 (60) 「壬生官務家日記」 明治元年十月二十八日条、註(44)「官方御所御達留」所収明治元年一〇月「免除札返上一件」。  
 (61) 『京都町触集成 第十三卷』 七一九。  
 (62) 高木博志「東京「奠都」と留守官」(『日本史研究』 第二九六号、一九八七年)。  
 (63) 佐々木克「民・歳分離問題」についての「考察」(『史苑』 第二九卷第三号、一九六九年)。  
 (64) 『公文録』 明治二年・第五十卷・己巳一月〜五月・京都府同、十九。当時設置された大年寄は苗字帯刀、中年寄は苗字のみ御免であるので、その中間程度の格式での取扱が模索されていたことになろう。  
 (65) 註(42)「官方御所御達留」。前川がこの時期、御香水役人としても五郎左衛門を名乗っている理由は、前掲拙稿Dを参照。  
 (66) 元治元年「左近府駕輿丁名前所書」(山中家文書163-1)。  
 (67) 『法令全書』 明治二年 第六百二十。  
 (68) 「壬生官務家日記」 明治二年七月二十八日条。  
 (69) 以下駕輿丁の動向は注記のない限り註(27)「御所御達写」。  
 (70) 註(27)「御所御達写」、註(66)「左近府駕輿丁名前所書」。
- (71) 「地下諸願窺届留・從明治二己巳年八月至同年十二月・留守官」(『雜種公文』)。  
 (72) 三徳打下役は町人だが役義上苗字・百官名を名乗る下官人である(梅田千尋『近世陰陽道組織の研究』へ吉川弘文館、二〇〇九年)。  
 (73) 註(71)「地下諸願窺届留」。  
 (74) 「公文録・自庚午正月至同三月・旧官人伺」(『雜種公文』)。  
 (75) 同右。  
 (76) 「地下諸願伺届・明治三庚午歳秋冬・留守官宮華族掛」(『雜種公文』)。  
 (77) 『法令全書』 明治三年 第六百八、「京都町触集成 第十三卷」一一六七。  
 (78) 註(76)「地下諸願伺届」。「称号」とは一般に言う苗字のこと。  
 (79) 同右。「兵衛」使用を避けたのは、百官廃止の影響であろう。  
 (80) 『法令全書』 明治三年 第八百四十五。  
 (81) 『法令全書』 明治三年 第九百。千田稔「維新政権の秩禄処分」(開明書院、一九七九年) 一五九頁。  
 (82) 『太政類典』 第一編・慶応三年〜明治四年・第六百六十四卷・理財・禄制三、三十六。  
 (83) 「壬生官務家日記」 明治三年十二月十三日条。『公文録』 明治三年・第八十五卷・庚午・京都府伺附録(二)の三にも同文がみえる。  
 (84) 分賜米は文久三年、將軍からの朝廷への献納米を公家や地下に分給したことに始まり、以降毎年支給され、俸禄と化していた(新見吉治「方領米と分賜米」、『史学雑誌』 第六七編

- 三号、一九五八年)。
- (85) 「壬生官務家日記」明治三年十二月十三日条。
- (86) 以下御香水役人兩人の「帰籍」は明治三年「御用日記」(藤井家文書D1-30)十二月十四日(二十九日条。安兵衛は京都町人で、屋号は註(42)「官方御所御達留」による。衛士と御香水役人の関係は拙稿D)。
- (87) 「壬生官務家日記」明治三年十二月十八日(二十四日条)。
- (88) 「壬生官務家日記」明治三年十二月二十七日条。
- (89) 「壬生官務家日記」明治四年正月九日条。
- (90) 『公文録』明治三年・第八十五卷・庚午・京都府何附録(二)、十一。
- (91) 明治元年(十一年)「宦家命令勤方記」(諏訪家文書D1-10)。
- (92) 以下分析の出典は表1の注記参照。東京府・京都府管轄以外の者は含まない。
- (93) 既に「諸官人旧禄并ニ頒賜米取調之写」明治三庚午歳二月・留守官」(『雑種公文』)に等級記入があり、また檢非違使が、明治三年四月に「此度(地下官人)に等級ヲ被別候旨伝承」したと述べ、檢非違使を兩局の次に位置づけるよう願ひ出ている(「地下諸願伺届留」從明治三庚午年正月至同年六月・留守官」(『雑種公文』)。三催以外の等級は不明)。
- (94) 女役内教坊は代々小林主計(実は小松屋安兵衛という菓子屋)の娘が出仕していた(知行二石・分賜米九俵)。内教坊父・小林春茂はこの時士族への加入を願ひ抵抗するが、平田・壬生の説得で「町籍帰入之儀」を了承している(「壬生官務家日記」明治四年正月五日、八日条)。
- (95) 『太政類典』第一編・慶応三年(明治四年・第六十四卷)。
- (96) 卷・理財・禄制三、三十六。
- (97) 以下の知行・分賜米は「諸官人旧禄并ニ頒賜米取調之写」明治三庚午歳二月・留守官」(『雑種公文』)による。
- (98) 「壬生官務家日記」明治四年十二月二十八日条。「旧官人御所置」は十二月二十四日条等にみえる語。
- (99) 『法令全書』明治五年二月太政官第二十九号。例えば卒とされた元衛士藤井積慶も、明治五年六月には士族となった(明治五年六月「士族事件」、藤井家文書DIII-11)。
- (100) 『公文録』第九十一卷・明治九年十一月・宮内省伺、十四。
- (101) 『公文録』第百十四卷・明治十年三月(五月・宮内省伺、五)。
- (102) 南部信民編『華族要覧』(日本法律社、一八八九年)一四頁、水野慶次編『華族大系』(系譜社出版部、一九一四年)六二五頁。
- (103) 『法令全書』明治元年 第九百十六。この名代規定については、奥村弘「士族帰農商・戸籍制度・「解放令」」(『近代日本の社会史的分析』一九八九年)、同「明治初年の戸籍における「国民」把握と社会調査」(『部落問題研究』一一五号、一九九二年)、同「地域社会の成立と展開」(『日本史講座』第七卷、東京大学出版会、二〇〇五年)に詳しい。
- (104) 註(10)横山著書第五章。
- (105) 『太政類典』第一編・慶応三(明治四年・第六十七卷・民法・継嗣第二、百五十八。「吾人兩名」の表記は原史料通り)。
- (106) 『公文録』明治四年・第六十四卷・辛未七月・京都府伺(二)、十一。

(107) 華士族卒（在官者は除く）に、農工商を営む事が許可されるのは明治四年十二月十八日（『法令全書 第四卷』太政官第六百五十四）。

(108) 『法令全書』明治四年 太政官 第七十。前掲奥村論文「土族婦農商・戸籍制度・「解放令」」。勿論最終的に壬申戸籍が翌年編成される。

(109) 註(91)「宦家命令勤方記」。

(110) 明治四～五年「貴属土族受領并拝借買得邸一件」（京都府庁文書 明4-25、京都府立総合資料館所蔵）。

(111) 註(4)『幕末の宮廷』七八頁。

(112) 註(110)「貴属土族受領并拝借買得邸一件」所収「乍恐口上書」。

(113) 『太政類典』外編・明治三年～明治十年・制度・官制・制度・官制、十二。

(114) 以下本節は『公文録』明治五年・第八十卷・壬申六月～八月・京都府伺、十四。

(115) 註(2)横山論文。

(116) 元駕輿丁平民青山長兵衛は明治十一年に金禄公債証書を下付されている（「駕輿丁記事」、国文学研究資料館所蔵山城国京都駕輿丁文書〈同館収蔵歴史アーカイブズデータベースで閲覧〉）。

(117) 同右。

〔付記〕史料の閲覧・使用にあたっては、佛敎大学図書館・京都市歴史資料館・京都府立総合資料館・国立公文書館・国文学研究資料館・京都大学文学部古文書室の山田徹氏にお世話になった。付記して謝意を表したい。